

日向市防災推進課公式フェイスブック運用要領

平成 30 年 8 月 10 日
総務部防災推進課定め

(目的)

第 1 この要領は、日向市総務部防災推進課（以下「防災推進課」という。）がフェイスブックを市民等への防災情報提供媒体として運用することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) フェイスブック インターネット上で文章、画像、動画等の記録を通して情報発信及び不特定の利用者との交流を行う手段の 1 つ
- (2) 公式フェイスブック 防災推進課が設置し、運用するフェイスブックページ
- (3) アカウント フェイスブックを利用するために取得した権利の総称
- (4) タイムライン フェイスブックにおいて出来事、動画、写真等の記録を時系列に表示する機能
- (5) 利用者 公式フェイスブックの利用者
- (6) なりすまし 公式フェイスブックに投稿された意見、アドバイス等が無断で複製又は使用され、公式フェイスブックと同一のものであるとの誤解を与える行為
- (7) コメント 他のユーザー等のフェイスブックによる投稿に対し、意見、アドバイス等を返信する機能
- (8) シェア 他のユーザー等のフェイスブックによる投稿を共有できる機能
- (9) フォロー 他のユーザー等のフェイスブックにおけるタイムラインを受信する機能

(運営主体)

第 3 公式フェイスブックの運営主体は防災推進課（以下「管理者」という。）とする。

2 公式フェイスブック名は、日向市防災推進課 (@hyugabosai) とする。

3 公式フェイスブックの URL（インターネット上で情報が掲載される場所を示すもの）は、<https://www.facebook.com/hyugabosai> とする。

(アカウント運用者の明示)

第 4 管理者は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式フェイスブック名を、市ホームページ上に明示する。

2 なりすましを発見した場合は、市ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましのフェイスブックページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(アカウントの運用主体、発信内容等の明示)

第 5 管理者は、この要領で定めるアカウントの運営主体、発信する内容及び発信方法等について、公式フェイスブック内に明示する。

(運用方法)

第 6 管理者は、次に掲げる防災行政に関する情報を必要に応じて公式フェイスブックのタイムラインに投稿する。

- (1) 大雨警報、洪水警報等の気象情報
- (2) 地震及び津波に関する情報
- (3) 避難勧告等の避難情報
- (4) ミサイル攻撃等の国民保護情報
- (5) その他防災に関する情報

2 利用者は、公式フェイスブックのフォロー、コメント、シェア等を自由に利用することができる。

3 管理者は、特に必要と判断した場合を除き、原則、投稿に対する利用者のコメントへの返信は行わ

ない。また、公式フェイスブック以外のユーザー等のフォロー、タイムラインに投稿された記事へのコメント、シェア等の機能は使用しない。

(利用者の遵守事項)

第7 管理者は、利用者の投稿内容が次に掲げる内容に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく投稿内容の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、肖像権その他知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別及び差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良なる風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なるもの及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) 第三者になりすますもの
- (12) その他、管理者が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等を閲覧できるよう設定されたもの

(著作権)

第8 公式フェイスブックの情報(文章、画像、動画等)に関する諸権利は管理者又は正当な権利を有する者に帰属する。

2 利用者は、公式フェイスブックの内容について、私的使用のための複製、引用等の著作権法上認められた場合及び公式フェイスブック上でのシェアによるものを除き、無断で複製又は転用してはならない。

(公式フェイスブックの終了)

第9 管理者が公式フェイスブックを終了すると決定した場合は、利用者にあらかじめ終了する旨を通知した上で終了することができる。

(損害賠償)

第10 利用者がこの要領に違反し、管理者及び第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第11 管理者は、公式フェイスブックの情報の完全性、正確性、有用性等について、明示的又は黙示的を問わず、利用者に対していかなる保証を行わない。

2 利用者が公式フェイスブックを利用することによって生じた直接的、間接的又は結果的に被ったいかなる損害に対して、管理者はその責を負わない。

(個人情報)

第12 管理者は、日向市個人情報保護条例(平成18年日向市条例第57号)及び日向市情報セキュリティポリシー(平成19年日向市告示第84号)の規定に従い、利用者の個人情報の保護に細心の注意を払い、適切かつ完全な管理体制でこれを保護しなければならない。

(要領の変更)

第13 管理者は、事前に通知なく、この要領を変更できるものとする。

(委任)

第14 この要領に定めるもののほか、公式フェイスブックページの運用に関し必要な事項は、管理者が

別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。